

社会保険倶楽部ホームページ管理運用規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会保険倶楽部（以下「倶楽部」という。）が開設するホームページの適正な管理運用を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「ホームページ」とは、インターネットで発信する情報であり、アドレスは <https://syahokurabu.org> とする。
- (2)「コンテンツ」とは、ホームページ上で情報提供する内容を構成する文書、図画、動画等の総称をいう。
- (3)「リンク」とは、倶楽部ホームページから他の団体等のホームページに接続できるようにすることをいう。

(ホームページの開設の趣旨)

第3条 社会保険事業に携わった者又は携わっている者の親睦と福利増進を図り、社会保険に貢献するため、倶楽部及び社会保険関係団体等の活動状況を発信し、倶楽部会員間の情報交換を図り、新規会員の加入を勧奨し、継続的な倶楽部運営に寄与することを趣旨とする。

(管理運用責任者の設置)

第4条 ホームページを適正かつ円滑に管理運用するため、管理運用責任者を置く。

2.管理運用責任者は倶楽部事務局長が担当する。

3.管理運用責任者は、次に掲げる職務を担当する。

- (1)ホームページ全体の管理及び運用にかかる統括に関すること。
- (2)コンテンツの作成に関する調整、指導及び助言に関すること。
- (3)コンテンツの公開のための承認に関すること。
- (4)電子メールによる情報交流における総合的な調整に関すること。
- (5)リンクの管理にかかる調整に関すること。

(運用担当者の設置)

第5条 ホームページのコンテンツ等を適正に管理運用するため、運用担当者を置く。

2.運用担当者は事務局員の中から、管理運用責任者が指名した者とする。

3.運用担当者は、次に掲げる職務を担当する。

- (1)コンテンツの作成、修正及び削除に関すること。
- (2)公開したコンテンツ等にかかる問い合わせへの対応に関すること。
- (3)アクセスの解析及びホームページの改善に関すること。
- (4)その他、管理運用責任者からの指示に関すること。

(情報の取扱い及び法令の遵守)

第6条 ホームページにおいては、個人情報及び著作物を含めた情報の取扱いに関する法令、その他の法令及び規範を遵守しその徹底を図る。

2. ホームページでは、次に掲げる情報は公開しない。

- (1) 個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められる情報
- (2) 個人、企業、団体等を誹謗又は中傷するおそれがあると認められる情報
- (3) 第三者に財産的不利益又は精神的苦痛を与えるおそれがあると認められる情報
- (4) 不当な差別を助長するおそれがあると認められる情報
- (5) 法令に抵触するおそれがあると認められる情報
- (6) その他、公開が適当でないと認められる情報

(ホームページの安全管理)

第7条 ホームページのセキュリティ対策を十分に行い、外部からの不正侵入、改ざん等を受けた場合は、迅速かつ適切な対応を行う。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、世話人会の議決を得るものとする。

附 則

この規程は、令和6年3月19日から施行する。